190410.231	－　政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成６年法律第113号）第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの		Xq1																				
190410.239	－　その他のもの		X																				
190410.300	3　その他のもの	16.3%	B10		11.9%	10.4%	8.9%	7.4%	5.9%	4.4%	3.0%	1.5%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
1904.20	煎ってない穀物のフレークから得た調製食料品及び煎ってない穀物のフレークと煎った穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食料品																						
190420.100	1　朝食用穀物調製品	11.5%	B7		7.2%	5.8%	4.3%	2.9%	1.4%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2　米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて得た物品の含有量が全重量の50%以上の調製食料品																						
	(1)　米のもの																						